

福祉保健常任委員会

番 号	令5・1号	受理月日	令和5年5月12日	付託月日	令和5年5月23日
件 名	介護保険利用者2割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書の提出を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>2024年度介護保険制度改定は、2022年12月末まで結論がでず、引き続き検討となっています。</p> <p>今年の夏までに結論を出すとされた事項の中に、利用者2割負担の対象拡大があります。現在、利用者の9割以上が1割負担で、2割負担は4.6%、3割負担は3.6%（2022年7月時点）です。</p> <p>1割負担は、単身者で年金・その他の年収280万円未満、65歳以上夫婦世帯で346万円未満です。一概に比較はできませんが、後期高齢者医療（75歳以上）の2割負担は、単身者で年収200万円以上とされ、全体の20%を占めます。</p> <p>介護保険には、軽度から重度まで、要支援1・2、要介護1～5の7段階があります。介護度によって介護サービスを1割から3割負担で利用できる金額の上限が決められています。1割負担で上限までサービスを利用している方が2割負担になると、要介護1の場合、年間約22万9千円の自己負担が約45万8千円に、要介護2以上の方は、高額介護サービス費制度により、月額4万4400円以上が払い戻されるとしても、年間約53万3千円の自己負担となります。</p> <p>2割負担になることで、必要な介護サービスが利用できず、尊厳ある生活が保てなくなったり、介護負担が増加し、家族が追いつめられることが危惧されます。以上により次のように陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1. 介護保険利用者2割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書を上げること。</p>					